

# 国家公務員の再任用の現状

人事院及び内閣官房内閣人事局が、毎年各府省から報告を受けている再任用の実施状況を基に、令和4年度における給与法適用職員の再任用の状況を取りまとめました。

令和4年度の再任用職員数は17,805人(対前年度960人増)となり、過去最高となりました。また、フルタイム勤務職員の割合も41.4%となり過去最高となっています。しかしながら、依然として、定年前より下位の官職に短時間勤務で再任用されるものが多数を占める状況となっています。

今年度から定年の段階的な引上げが開始されましたが、高齢層職員の能力と経験の本格的な活用に向けて、フルタイム再任用の拡大に向けた取組も引き続き重要となっています。

## 給与局生涯設計課

### (1) 一般職国家公務員の再任用の状況 再任用職員数

令和4年度の再任用職員数は、給与法適用職員全体で一七、八〇五人と前年度に比べて約五・七%増加しています。閣議決定(平成二五年三月二六日「国家公務員の雇用と年金の接続について」)に基づく義務的再任用が始まる前の平成二五年度に再任用された職員の数(六、八六四人)と比べると約二・六倍に増加しています(図1)。

### (2) 定年退職者の再任用希望状況

令和三年度定年退職者の再任用希望状況等は表1のとおりです。令和三年度定年退職者のうち再任用を希望した者の割合は六八・〇%となっており、引き続き七割近くで推移しています。

### (3) 勤務形態及び勤務時間

再任用職員の勤務形態は、給与法適用職員全体で見るとフルタイム勤務の者が四一・四%、短時間勤務の者が五八・六%(図1)となっています。行政職俸給表(一)適用職員に限ると、七三・八%が短時間勤務となっています。うち前年度に六〇歳で定年退職した者は六一・九%

図1 再任用職員数の推移【給与法適用職員】

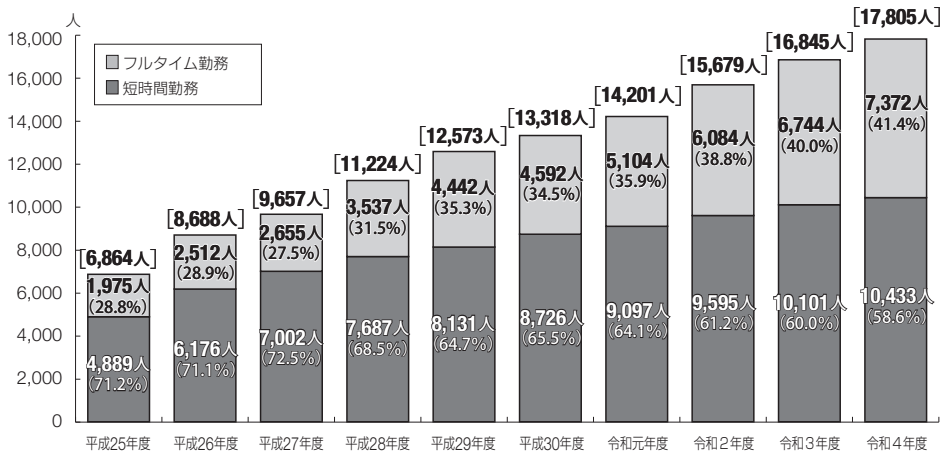


表1 前年度定年退職者(特例定年退職者を含む。)の新規再任用の希望状況等【給与法適用職員】

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前年度定年退職者数(A)	4,400	4,867	5,380	5,230	5,471
新規再任用希望者数(B)	2,944	3,194	3,633	3,641	3,720
新規再任用希望率<B/A>	66.9%	65.6%	67.5%	69.6%	68.0%
新規再任用職員数(C)	2,940	3,198	3,655	3,640	3,719
前年度定年退職者に対する新規再任用職員の割合<C/A>	66.8%	65.7%	67.9%	69.6%	68.0%

(注) 1. 「新規再任用希望者数」とは、前年度の定年退職者のうち新規の再任用を希望した者の人数をいう。  
 2. 「新規再任用職員数」とは、前年度の定年退職者(行政執行法人等を定年退職した者も含む。)のうち新規に再任用された職員の人数をいう。

(4) **ポスト(職務の級)**  
 令和4年度の再任用職員に適用される俸給表を見ると、行政職俸給表(一)が五九・五%と最も多くなっています。行政職俸給表(一)適用職員が就いているポスト(職務の級)を見ると、主任級(二級)又は係長級(三級)で再任用される者が六八・三%となっており、多数を占める傾向が続いています(図4)。  
 また、行政職俸給表(一)適用職員として令和3年度に六〇歳で定年退職し、令和4年度に行政職俸給表(一)適用職員として再任用される者について、退職時と再任用時の職務の級を比較すると、退職時より二級下位で再任用される者が四六・〇%(前年度は四四・五%)と最も多

が短時間勤務となっており、短時間勤務となった職員の一五・六%は定員事情等により希望に反して短時間勤務となっています(図2)。  
 行政職俸給表(一)適用職員として再任用される短時間勤務職員の勤務時間は、図3のとおり、週四日勤務の者が八八・四%と最も多く、フルタイム勤務に近い週四日勤務への移行が進んでいます(表2)。

図3 令和4年度 再任用短時間勤務職員の勤務時間別の割合【行政職俸給表(一)】

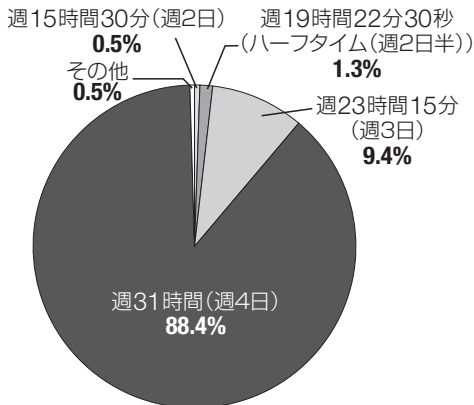
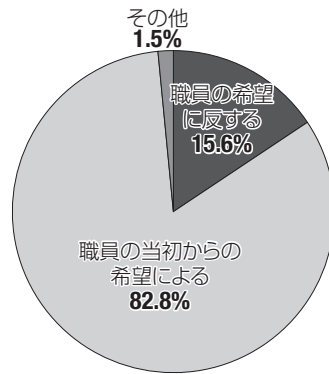


図2 令和4年度 短時間勤務となった主な事情(新規のうち令和3年度に60歳で定年退職した者)【行政職俸給表(一)】



**表2 週4日(週31時間)勤務の再任用職員数の推移(平成30年度～令和4年度)【行政職俸給表(一)】**

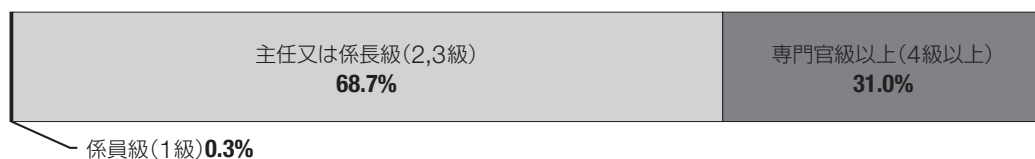
(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規再任用職員	1,121 (79.0%)	1,193 (77.3%)	1,609 (91.8%)	1,537 (93.4%)	1,587 (93.0%)
再任用職員全体	4,222 (70.9%)	4,685 (72.0%)	5,892 (83.3%)	6,379 (84.7%)	6,903 (88.4%)

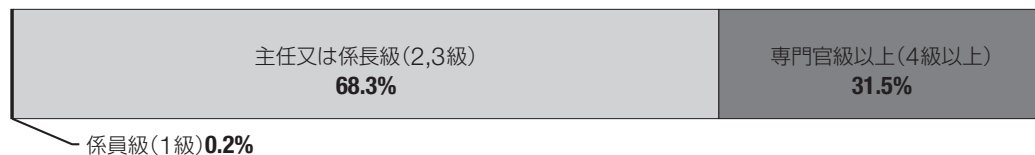
(注) 括弧内の数値は、短時間勤務職員数に対する週4日(週31時間)勤務職員数の割合

**図4 再任用職員の就いているポストの割合【行政職俸給表(一)】**

[令和3年度]



[令和4年度]



く、次いで一級下位二・三・四(同二二・一%)、三級下位二・三(同二・四・八%)の順となっており、退職時と同級又は上位の級で再任用される者は三・四(同三・八%)でした。このように、退職前と比べて職務の級が下位の官職で再任用される者が多数を占めています。

## 二 民間企業の再雇用の状況

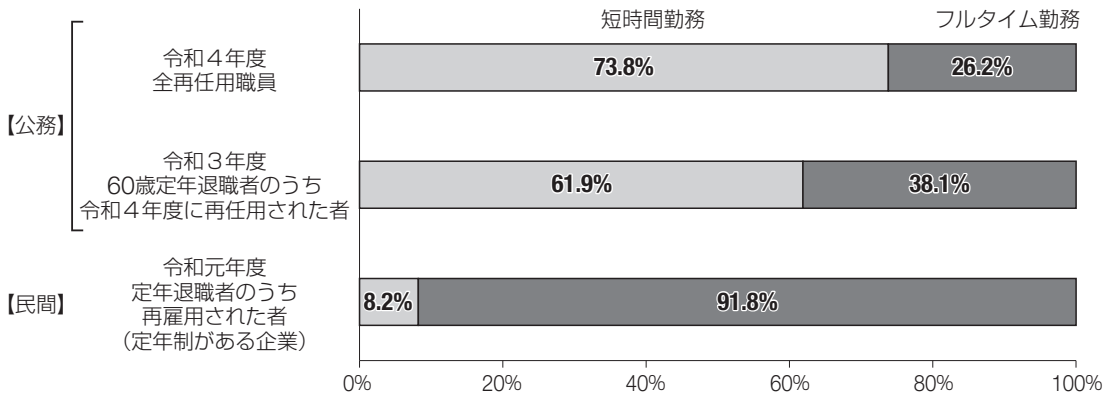
人事院が令和二年に実施した「民間企業の勤務条件制度等調査」によると、定年制がある民間企業において、令和元年度中に定年退職し令和二年度に再雇用された者の九一・八%がフルタイム勤務となっています。

民間企業の再雇用制度ではフルタイム勤務者の割合が非常に高くなっています(図5)。

## 三 定年の引上げ期間中の再任用制度運用の課題

令和五年四月から、定年の段階的な引上げが開始され、令和五年度及び同六年度の定年年齢は六一歳となりました。定年の引上げにより、六〇歳を超えた者も再任用職員としてではなく、常勤職員として引き続

図5 公務(行政職俸給表(一))と民間(事務・技術関係職種)の勤務形態の比較



(注) 民間は、令和2年「民間企業の勤務条件制度等調査」(人事院)より作成

き定年まで勤務することが可能となりました。その期間も徐々に拡大していきますので、高齢層職員の能力や経験を本格的に活用することができる環境が整えられました。

これに伴い、再任用制度は令和四年度をもって廃止となりましたが、定年が六五歳になるまでの間は、引き続き六五歳までの任用が可能となるよう、従前の再任用制度と同様の仕組みとして、暫定再任用制度が経過措置として措置されました。暫定再任用制度についても、「国家公務員の定年引上げに向けた取組指針」(令和四年三月二十五日人事管理運営協議会決定)により、平成二五年三月の閣議決定に準じて、公的年金支給開始年齢に達するまで再任用希望者を原則としてフルタイム官職に再任用することとされています。しかしながら、再任用の現状は、前述のように、フルタイム勤務職員の割合は改善傾向が続いています。行政職俸給表(一)が適用される再任用職員では七割が短時間勤務となっているなど、依然として短時間勤務が中心の運用となっています。また、再任用職員が就いているポストを見ても、定年前より下位のポストが多数を占めており、職員の能力及び経験を十分に生かしきれていない状況となっています。

人事院としては、高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年の段階的な引上げが円滑に行われるよう各府省向けの制度説明会の実施やQ&Aを含めた情報提供などの取組を進めています。これに加えて、定年の引上げ期間中の暫定再任用に関しても、フルタイム再任用の拡大の取組を進めていきます。